



紙おむつなど  
と交換できる

# 介護用品の引換券 (家族介護用品給付券) を支給します

## 東三河広域連合 家族介護用品給付事業

### ● 誰がもらえるの？

こちらのすべてにあてはまる方です。

- ☆ 広域連合内に住んでいる方  
ご本人と、ご家族の両方が  
東三河8市町村に在住
- ☆ 重度の要介護状態である方  
要介護4または5
- ☆ 在宅で介護している方  
施設や病院に入っていない
- ☆ 特に支援を必要とする方  
本人と、ご家族の両方が  
市町村民税非課税の世帯

無収入の場合も  
申告が必要

あてはまる方も、必ず申請が必要です！  
申請書を市町村窓口へ提出してください

### ● いくら分もらえるの？

月額 8,300 円 分 です。

※4月～翌年3月までで 99,600 円 分

### ● 何と交換できるの？

こちらの介護用品です。

紙おむつ 尿取りパット 使い捨て手袋  
清拭用品 口腔(こうくう)ケア用品  
消臭剤 尿吸収剤 尿吸収防水用品  
ドライシャンプー 食事エプロン  
介護用衣類

食品には使えません

### ● どこで使えるの？

お近くの薬局・ドラッグストアなど。

※広域連合に登録しているお店のみ

お申し込み・・・お住まいの市町村の介護保険窓口へ  
お問い合わせ先・・・東三河広域連合 介護保険課 事業グループ  
(0532) 26-8472  
詳しい情報・・・東三河広域連合ホームページ 介護保険(地域支援事業)  
家族介護用品給付事業のページ

<https://www.east-mikawa.jp/inner.php?id=200>

東三河広域連合



みのりん